

精華町情報化基本計画策定に向けた提言書

～情報化を通して精華町の新時代を拓く～

平成17年3月

精華町情報化基本計画検討懇話会

提言にあたって

インターネットをはじめとした情報通信技術の発展はめざましく、我々の家庭や職場の中においても、生活スタイルや働き方に大きな影響を与えています。

地域において、情報化を推進するにあたっては、技術的な動向を踏まえるとともに、地域の現状や住民ニーズの把握に努めながら、住民の誰もが豊かで安心して暮らせる社会を実現していくことが重要となっています。

国では、e-Japan戦略Ⅱ（平成15年7月）を決定し、世界でも有数のIT国家をめざして官民挙げての取り組みを進めています。また、京都府においても、「京都デジタル疎水ネットワーク」の整備など地域の情報化の推進に積極的に取り組んでいます。

精華町においても、21世紀の住民生活を豊かで住みやすいものとするために、新しい情報化技術や考え方を十分に取り入れた、新たな情報化基本計画を策定することとされ、住民や専門的な立場からの意見を計画に反映させるために「精華町情報化基本計画検討懇話会」を設置されました。公募による住民、各種団体からの代表者、通信基盤事業者、および学識経験者等で構成する当懇話会では、これまで4回の会議を開催し議論を重ねてきた結果、このたび「精華町情報化基本計画策定に向けた提言書 ～情報化を通して精華町の新時代を拓く～」として精華町の情報化のあり方や方向性について提言をまとめました。

この提言では、精華町のめざすべき情報都市像として「人とひと 人とまちを 情報の輪で支えあう 豊かなまちせいか」を掲げています。

情報化を通して精華町の新時代を拓くきっかけとなることを切望するとともに、その推進に向けては、住民と行政が対話を重ねながら協働して取り組んでいくことを期待し、この提言とします。

平成17年3月

精華町情報化基本計画検討懇話会
会長 渡辺 好章

目 次

提言にあたって

1. 情報化を進める上での課題	1
2. 基本的な考え方	8
3. 基本的な取り組みと施策の展開例	10
4. 重点的な取り組み	14
5. 実現の方策	16

<資料編>

用語説明	18
設置要綱	23
公開要領	25
委員名簿	27
検討経過	28

1. 情報化を進める上での課題

懇話会での議論をもとに、アンケート、ヒアリング等の結果なども踏まえながら、精華町において行政が情報化を進める上での課題を以下のように整理します。

(1) 住民生活の向上に関する課題

①住民サービスの向上

行政の情報化は行財政運営の効率化だけでなく、さまざまな住民サービスの向上につなげていくことが求められます。住民のニーズを把握しながら、住民の視点に立ったシステムの構築や誰もがわかりやすい行政情報の提供が求められます。

精華町のホームページを積極的に利用している人は、まだまだ少ない状況にあり、今後、もっと利用しやすいホームページづくり、情報提供に努めるとともに、さまざまなメディアをミックスして情報を提供していくことが求められます。

また、ボランティア活動や趣味の活動など住民の活動は多様化する傾向にあり、各種申請や証明書の発行などにとどまらず、住民のさまざまな活動をサポートする情報化の推進が求められます。

<主な意見>

- ・自宅からインターネットを介した各種申請や証明書等の受付、選挙の投票などが可能になると時間を気にすることなく、また、町役場へ足を運ばなくてもよいので非常に便利だと思う。
- ・地域ごとのIT格差を無くしてほしい。ケーブルテレビが無いので、早く敷設するように望みます。
- ・必要な情報を常に早く入手できるよう、お年寄りから若年層まで気軽に情報に接することができる社会基盤を作ってほしい。
- ・高齢者にやさしい行政情報サービスの在り方を考えてもらいたい。
- ・学研地区と既存地区との情報格差を是正する方策、行政手法を早急に検討し、「新旧住民」という言葉が死語となるよう希望します。
- ・精華町のホームページの充実化を希望します。（町の事業の内容と進行率等情報

公開、各種届出の受理、証明書の発行、住民への公開討論の場の提供、フラワーセンター等、生活にゆとりを持つための関連機関とのリンク等)

- ・本の管理・貸出予約、検索、公共施設の空き状況、講演講座などのオンライン予約などを希望します。自宅で空き時間に調べる事ができて、その場で予約できるのであれば、もっと多くの人が町の中で町のものを利用しようとするようになるでしょう。また、町が急速に発展しているので、新しい地図や道路・交通機関、新しくできる建物・施設の情報を希望します。

- ・精華町の行政情報に魅力的なものが無い事に問題があると思います。内容が魅力的でなければ、一度見たら二度とアクセスしないという事になります。

- ・できるだけ各家庭（世帯）に一台ずつ端末が設置できるよう助成金を給付するなどしてIT機器をより身近なものとして認識できるようにすべきではないだろうか。

②保健・福祉・医療分野での活用

本格的な高齢社会が到来する中、健康づくりへの関心の高まりや地域医療体制の確立など保健・福祉・医療分野の充実が求められています。その中で在宅医療の取り組みや医療機関における情報の共有化などITの積極的な活用が求められます。

一方、ITの活用においては、個人情報の保護などに配慮するとともに、人と人とのふれあいを基本にしながらその活用を図っていくことが重要となってきます。

緊急時の連絡、独居老人への声かけや見守りなどについて、住民同士の対話や交流を補完するシステムとして活用することで、大きな効果が期待でき、安心して暮らせる社会基盤となってきます。

<主な意見>

- ・在宅で診察を受けられる、役場、警察等へボタン一つでつながるなど、いろいろなサービスが受けられたら便利だと思います。

- ・高齢者や障害のある人が利用できるサービスを考えてもらいたいのですが、この精華町の自然とふれあいがなくなるような事がない様にしてほしい。

- ・町で行う検診の申し込みも電話のみではなく、ホームページからアクセスできるようにしてほしいです。

- ・高齢化の進行に伴い、自宅にいながらインターネットを利用して各種情報を入手

したり、選挙の投票ができるようになる等の対策が望ましい。

- ・福祉や独居老人とのコミュニケーションや介護福祉サービス、準医療サービス（保健）は対面方式で職員が対応すべきである。

- ・各種相談や苦情の処理等については、インターネット上で処理すると逆効果だと思えます。こういったことは、お互いに顔を合わせて処理すべきだと思えます。事務的サービスのIT化により労力が省けた分を、こういうサービスに回して頂けるとありがたいです。

- ・いざという時に必要な病院の所在地など、本当に欲しい情報がない場合もあり、地域の情報を網羅しているシステムやサービスがあれば、さらに使いやすくなると思えます。

- ・最近では、携帯電話を使用した独居老人へのサービスがあるようです。町内でもこのようなサービス実施を検討してみてもどうかと思えます。

- ・障害者にとってITは社会参加のための強力な手段ではあるが、自分の障害にあわせてあつらえる必要があり、一般のものに比べて高額な機器が多くなるため、リース制度の導入や購入に関する補助金のほか、出張で調整・修理・アドバイスをしてくれるサービスが望まれる。

③防災、防犯活動での活用

新しい住宅の整備が進むことで、防災面での対応を求められてきます。防災関連情報の充実をはじめ、緊急時における情報伝達や安否の確認などにおいて、ITを活用していくことが重要となってきます。

また、防犯面でも犯罪の増加が著しい中、安心して暮らせる環境づくりに向け、ITの活用が期待されています。テレビやインターネット以外でも、携帯電話やラジオ、無線など瞬時に情報が伝達できる手段を活用していくことが求められています。

<主な意見>

- ・消防署や各種関連機関と災害予知情報や緊急情報、災害発生時に必要な避難場所・行方情報等の情報共有が必要であると思われます。

- ・警察や各種関連機関と情報（不審者情報や犯罪情報など）を共有することで、迅

速に対応でき、地域全体のセキュリティ度が上がるのではないのでしょうか。

- ・携帯電話を利活用し、防犯・防災情報を配信することで、地域の防犯・防災につながるのではないのでしょうか。

- ・ITの弱点は災害時にあり、『コミュニティFM放送』などアナログ的な手法も並行して検討する必要があるように感じます。

(2) 新しい活力の創造に関する課題

①住民、企業、NPOなどさまざまな主体の活動の活性化と連携

精華町には、国家プロジェクトで整備された『関西文化学術研究都市』があり、国の施設や民間企業の研究機関、ベンチャー企業等が立地しており、情報化のポテンシャルが高い地域です。また、NPOなどの住民活動も活発で、こうしたさまざまな主体の活動が活性化するための情報化支援が求められます。

また、企業と住民、行政間等の連携など、ネットワーク環境を生かして新たなつながり、協力体制の強化を図っていくことが求められます。

<主な意見>

- ・学研都市の中核として進展著しい精華町だからこそ、情報化社会に対応した行政運営がのぞまれます。

- ・将来の広域化を念頭において、例えば「地域情報化研究会」を設置して近隣の町村と合同で研究を進めることを提案します。

- ・当社は電子入札を望みます。国交省の電子入札システムを導入しています。京都府、精華町も1日も早く取り組んでもらい、建設事業のクリーンな姿勢を町民、府民に示していただきたい。

- ・総合的な住宅地図の改正や事務連絡など、自治会業務におけるIT化の必要性を感じます。

- ・町は、IT教育の補助要員としてボランティアを活用すべきであり、また、そのボランティア活動を支える施策を打つべきであると思います。

- ・商工会、あるいは農業者におきましても、ITを積極的に活用しアピールしていくことで活気が生まれ、地場産業の発展に貢献するのではないかと思います。その

ための支援も行政側が積極的に行っていくべきです。

② I Tの利便性を活力創造に活かす人材育成

精華町では、民間企業の研究機関、ベンチャー企業等が立地しているほか、S O H Oの環境が整備されるなど、情報通信関連の人材や事業者の集積が進みつつあります。

今後、こうした豊富な人材を地域の活力創造につなげる仕組みづくりが重要になってきます。I Tを活用して新たに起業する人材の育成やそうした人材が生まれやすい環境づくりが必要となってきます。

また、人材育成については、早い段階から情報化社会の中で生きていくための必要な技術の習得やモラルの確立などが重要となってくることから、学校教育においても、情報化教育の充実を図っていくことが求められます。

<主な意見>

- ・各地域にパソコンインストラクターを養成して、出来るだけ多くの住民がパソコンになじめるように指導する事を希望します。
- ・電子情報化を進めるだけでなく、従来からの地域における社会性の良さを見直すなど『意識改革』も併せて進めることが重要かと思います。
- ・学校教育においても情報化が浸透しつつありますが、指導にあたる教職員のスキルに温度差があるように感じます。児童・生徒だけでなく教職員にもリテラシー向上の必要性を感じます。

(3) さらなる情報化に向けた環境整備に関する課題

①地域のコミュニティづくりでのI Tの活用

精華町は、京都府内でも人口増加率の高い町であります。転入者は地域社会との接点が少ないことから、I Tを上手く活用して情報提供を行ったり、コミュニティづくりのサポートをしていくことが重要となります。

また、世代別では、若い世代は、子育てに関する情報や娯楽に関する情報が求められており、高齢者については、福祉や医療に関する情報提供の充実が求められて

いることから、こうした住民のニーズにあったコミュニティづくりや情報提供のあり方を考えていく必要もあります。

<主な意見>

- ・小さな子供がいると、図書館に行くのも敬遠しがちになります。ホームページで電子図書（絵本）などを読むことができれば、子供と一緒に自宅で楽しめていいのではないかと思います。
- ・医療、福祉、教育、税金などの身近な情報を詳しく紹介してもらえるととても助かります。
- ・高齢者や障害のある人など、自由に役場や現地まで行けない人のために、簡単に利用できるサービスネットワークを設置してほしいです。
- ・フリーマーケットやオークション、リサイクルに関する情報を提供してほしい。
- ・高齢化社会に備え、現在のパソコン世代が老人になった時の介護等のサポートやコミュニケーションを図るためにネットワークを作る。
- ・ホームページ上で、子育てや保育に関する情報を交換できる掲示板や、町からの情報を希望します。
- ・デジタルデバイドの解消、高齢者・障害者に対するセーフティーネット的な位置付けとする地域コミュニティの提供を提案します。

②情報リテラシーの向上

情報化の急速な進展は、情報機器を使えない人を多く生み出す状況をまねいており、その結果として入手できる情報の質や量に格差が生じる可能性があります。こうした問題に対応していくためには、住民に対し、身近に学習できる場を提供したり、相談体制を充実するといったきめ細かな支援が必要となってきます。

今後、こうした仕組みづくりに向けては、気軽にITに関する学習や体験ができる場やITボランティアなどの人材の育成など地域の情報化を総合的に推進していく拠点的な機能が必要となってきます。

<主な意見>

- ・常に町民が利用できる様に機器等の充実、設置場所を検討していただきたい。
- ・IT関連の講座を定期的に実施してほしい。
- ・パソコンを使えることが前提であるようなサービスを住民全員が利用できるようにするためには、それに合わせた教育及び環境整備が必要ではないでしょうか。
- ・各家庭へのパソコンまたは簡易端末の設置、あるいはそのための助成金の給付を希望します。

③個人情報の保護、人権侵害、犯罪等の防止

情報化が進むことに対する不安の中で最も大きいものは、個人のプライバシーの侵害に対する不安であり、個人情報の取扱いについては、細心の注意を払う必要があります。

誰もが安心して情報化社会の中で日々の生活が送れるよう、通信基盤整備をはじめ、情報の管理運用体制などの充実を図っていく必要があります。

また、情報の価値、それを守ることの重要性について、広く周知を図るとともに、情報の適正な管理に従事する人材の育成が求められてきます。

<主な意見>

- ・アンケートを実施する場合も含め、IT化の時代には、情報管理全般に十二分に配慮するよう切望します。
- ・個人情報が流出しないようなセキュリティシステムを構築してほしい。
- ・セキュリティ面と情報化による「情報弱者」のフォローを平行して検討して頂きます様をお願いします。
- ・情報通信手段の進歩と並及は急速であるが、関係者がこれらに後れをとらぬよう、一層知識を高め情報の健全な発展に向け技術的対策（コンピュータウイルス対策等）、実効性あるルール倫理面での確約（個人情報の流出防止等）など問題が発生しないよう努力をおこたらないようにお願いします。

2. 基本的な考え方

これからの地域の情報化の推進に向けては、情報通信基盤の整備やコミュニケーションツールとしての活用だけではなく、より豊かで安心して暮らせる地域づくりへの視点が重要となってきます。

そのためには、情報化というものをほとんど意識せず、誰もが安心してその利便性を享受できる環境づくりが必要であり、そうした社会の実現に向け地域の英知を結集していくことが求められています。また、地域間競争の時代にあって、地域のさまざまな課題を解決する手段として活用していくことも重要となっています。

今後、精華町がこうした情報化の取り組みを通して、京都府あるいは全国をリードしていく先進的な情報都市として飛躍していくことが期待されます。

このような状況を踏まえながら、新たな精華町情報化基本計画において、戦略的かつ計画的に情報化を進めていく上での重要な視点として、以下の3つを掲げ、めざすべき情報都市像として“人とひと 人とまちを 情報の輪で支えあう 豊かなまち せいか”を提案します。

<3つの視点>

(1) 住民の生命、人権を守り、生活の質向上に資する情報化の推進

情報化を進めていく上では、第1に住民の生命や人権を守っていくという視点が重要となってきます。住民の生命や人権を守っていくツールとしてITが活用されていくことが重要であり、そうした基盤を確立した上で、さらに住民生活の質の向上に向けた情報化の推進が求められてきます。利用する側についても、生命や人権の尊重など一定のルールのもとITを活用していくことが要求されることから、社会全体で規範意識の確立に努めていく必要があります。

また、電子政府、電子自治体に向けたさまざまなシステムづくりが進んでいますが、これらは、住民のニーズを十分に反映しながら構築していくことが重要であり、真に住民サービスの向上につながる情報化の推進が望まれます。

(2) I T最先端都市の実現と活力ある情報社会の形成

精華町は、全国的にみても人口増加率が高く、また、情報化に関しても、関西文化学術研究都市によって各種研究機関が立地するなど、インフラ面や人材面などにおいて他のまちと比較して優位な位置にあり、I Tの最先端都市としての可能性を持っています。

こうした知の集積した環境を活かして、ベンチャー企業の育成などによる産業振興、人材の育成、I Tを活用した住民と行政の協働のまちづくりの展開など、豊かで活力ある地域づくりを進め、精華町に住んでみたい、住んで良かったと思えるまちづくりに取り組んでいくことが期待されます。

(3) 誰もが容易に利用できるユビキタス環境とコミュニティづくり

インターネットなどのネットワーク環境の中で、情報の利用が日常的になる一方で、個人情報の流出や家庭・職場などでウイルスの脅威にさらされるなどさまざまな危険性を秘めており、いつでも安心して利用できる情報環境が不可欠となってきます。

また、パソコンをはじめとした携帯機器や情報家電などあらゆる機器を利用して、いつでも、どこでも、誰もがI Tの利便性を享受できるユビキタス社会への実現に向けては、技術面での改良だけでなく、身近な場所で相談やサポートが受けられる仕組みづくりなど地域全体で取り組むことが重要となってきます。

安全性を重視した情報化の推進と誰もがI Tを活用して多様なコミュニケーションがとれる社会づくりが望まれます。

3. 基本的な取り組みと施策の展開例

基本的な考え方に基づき、主に次の6つの分野において情報化関連施策の展開を図るべきと考えます。

(1) 住民の生命、人権を守り、生活の質向上に資する情報化の推進

①くらしのサービス

情報化は住民のくらしをより豊かに便利にするものでなければならないことから、行政から提供するサービスや発信する情報については、多様化する住民ニーズやライフスタイルなどに配慮しながら、常に住民の視点に立ったシステムづくりを進める必要があります。

<施策の展開例>

- ・ ノンストップサービス化
- ・ 防災情報システム構築
- ・ コンビニエンスストア等での公共情報提供サービス等の整備
- ・ 電子申請システム構築
- ・ 行政ホームページでマイページ作成機能やアラートメール配信機能
- ・ 携帯電話を利活用した公共情報提供サービス等の整備
- ・ 地理情報システム構築
- ・ 人権教育との連携

②保健福祉医療

高齢化社会におけるさまざまな不安を解消するため、ITの積極的な活用を進める必要があります。医療や福祉の分野では、人と人とのふれあいを大切にすることから、こうしたコミュニケーションの補完を図るシステムの導入や医療機関間におけるネットワークづくりなど温かみのあるITの活用を進めることが重要です。

<施策の展開例>

- ・健康福祉管理システム構築
- ・子育て中の親へのCRM的なサポート（検診、予防接種、医療について等）
- ・介護情報や医療情報の共有化
- ・医療機関の情報化やデジタル化、コンテンツ充実
- ・GPSを活用した安心見守り（介護、療育、子育て等）環境整備づくり
- ・高齢者、障害者、子ども、若者等の多様なコミュニケーションの場づくり
- ・高齢者、障害者用IT関連機器のリースや購入補助

（２）IT最先端都市の実現と活力ある情報社会の形成

①教育・文化

学校教育における情報教育の充実を図るとともに、ITを生かして学校と地域社会との連携強化を図ることが重要です。学校やコミュニティーセンター、図書館をひとつの拠点として情報化を進めることで、住民相互の交流やふれあいの場を広げることが期待できます。

地域の文化・スポーツ活動においても、住民のさまざまな活動をサポートするためのシステムを構築することで、生涯学習や生涯スポーツなどの取り組みが広がることを期待できます。

また、関西文化学術研究都市によって各種研究機関が立地しているメリットを活用して、企業と連携した人材育成の取り組みなど児童・生徒や教職員と各種企業の人材との交流を図っていくことが重要です。

<施策の展開例>

- ・小中学校におけるインターネット環境の充実
- ・生涯学習システムの構築
- ・図書館の情報化の推進
- ・教職員の情報リテラシーの向上、意識改革
- ・地域・学校・PTA 情報の共有化と相互交流、学習連携
- ・広域公共施設の予約システムの構築

- ・ 関西文化学術研究都市に立地する企業間との連携
- ・ 地域文化の情報化と教材化（デジタルアーカイブ）

②産業

農林水産業の振興や商工業、観光振興などの分野においては、今後、企業間や地域間での競争が激化することが予想されることから、ITの戦略的な活用が不可欠となっており、情報化への支援が求められています。

また、ITを活用した新たな起業や新分野への展開などについても、関係機関との連携のもと積極的な支援が必要です。

<施策の展開例>

- ・ 商店街の情報化とバーチャルショップ（電子商店街）による活性化
- ・ 観光ナビ、観光産業の情報化
- ・ IT特区への推進
- ・ 情報通信分野ベンチャー企業の起業・育成、SOHO支援
- ・ 電子入札、電子申請システムの構築
- ・ 農産物の販路開拓のシステムづくり
- ・ 地産地消システムの構築

（3）誰もが容易に利用できるユビキタス環境とコミュニティづくり

①地域コミュニティ

情報化は、人と人がつながり、コミュニティをつくっていくためには欠かせないツールとなってきています。コミュニケーションを活発にし、地域での活動をより充実したものにしたり、新しい出会いや交流を創造していくためには、ITを積極的に活用していくことが有効な手段となります。

また、誰もがその恩恵を受けられるように身近な地域におけるサポート体制を充実するため、地域の拠点づくりや人材の育成を進める必要があります。

<施策の展開例>

- ・ 地域ポータルサイトの強化
- ・ 情報センター（役場）を核にした地域情報化推進
- ・ 自治会等地域の活動団体のネットワーク強化
- ・ ITボランティアの育成
- ・ 住民参画による手づくり情報化促進

②ユビキタス社会の形成、デジタルデバイドの解消

情報化社会の進展に従い、個人情報漏洩、人権の侵害、著作権の侵害などさまざまな問題が出てきています。誰もが安心してITを利用できる環境づくりに向け、セキュリティの強化や運用ルールの確立など情報利用環境の整備が重要となってきます。

また、技術の進歩とあわせて、老若男女問わず、いつでも、どこでも、誰でもが情報化の恩恵を受けられるユビキタス社会づくりを進めることが重要となってきます。

<施策の展開例>

- ・ 町全体の情報基盤の高度化
- ・ 市内情報通信基盤整備の充実（ネットワークの高度利用）
- ・ 住民との協働、双方向化（パブリックインボルブメント、パブリックコメント、電子掲示板等での意見交流）
- ・ 住民の情報リテラシー向上
- ・ 個人情報、プライバシーの保護
- ・ 情報のユニバーサルデザイン（障害者、高齢者、転入者、学生、外国人、観光客等への情報サービス）

4. 重点的な取り組み

今後、特に重点的・優先的に取り組むべき事項を掲げます。重点的な取り組みの選定については、基本的な考え方の3つの視点をもとにしながら、アンケート調査の結果、懇話会での議論を踏まえ導き出されたものであり、以下の取り組み内容を提案します。

(1) 安全・安心システムの構築

～住民の生命、人権を守り、生活の質向上に向けて～

○目標

住民の安全を守り、安心できる情報のリアルタイムな提供と双方向による行政サービスの実現が望まれます。そのためには、町内に点在するコンビニエンスストア等を通常時や緊急時に情報伝達や物資供給等の核となる体制づくりが望まれます。また、積極的に電子自治体の推進を図ることにより、効率的なサービスの提供体制の充実を図っていくことが望まれます。

○実現のステップ

- ・町のホームページの充実（広報誌との連携強化、双方向化（各種申請書のダウンロード など）の推進、マイページ、アラートメールの導入 など）
- ・身近な防災、防犯、災害情報の提供手段の充実
- ・介護、子育て、福祉情報等のリアルタイムな提供サービス
- ・コンビニエンスストア等での情報伝達や物資供給等システムの構築
- ・コンビニエンスストア等での公共サービスや避難所等の整備
- ・統合型の地理情報システムの構築
- ・電子申請、電子入札システムの構築

(2) 知の集積・ネットワークと産業の活性化

～IT最先端都市の実現と活力ある情報社会の形成に向けて～

○目標

起業したい、商工業を活性化したいという住民や企業が、関西文化学術研究都市に立地する産官学等の知を活かし、新たな活力を創造し、ネットワークをつくり、

産業を活性化させることが望めます。人材育成や商店街振興などについては、地域レベルでのきめ細かな体制づくりが必要ですが、農業や観光などの分野では、広域的な連携が効果的であり、近隣の市町との協力によるシステムづくりが望まれます。

○実現のステップ

- ・ 関西文化学術研究都市との連携、ITボランティア・NPO等との連携
- ・ ベンチャー企業（SOHOを含む）の育成、支援
- ・ 中小企業や商店街の情報化とバーチャルショップ化
- ・ 小中学校における情報環境の充実と情報化教育の推進
- ・ 生産性向上や流通支援など農業における高度情報化の推進

（3）デジタルデバイド解消と地域情報化によるコミュニティ醸成

～誰もが容易に利用できるユビキタス環境とコミュニティづくりに向けて～

○目標

デジタルデバイドを解消し、すべての住民が、いつでもどこでも情報化のサービスを享受できる環境づくりを進めることが望めます。また、誰もがITを使いこなせるようになることで、住民間のコミュニケーションの輪が広がり、地域での活動が活発になり、コミュニティの醸成へとつながる社会の実現が望めます。

○実現のステップ

- ・ 情報センター（役場）を核とした地域情報化の展開
- ・ 個々のレベルに応じたきめ細かな指導を行うITボランティアの育成と地域でのIT講習の充実
- ・ 地域ポータルサイトの構築
- ・ 高度な技術の体験・習得機能、ITに関わる人材育成機能、住民間の交流機能など総合的な情報化推進の拠点となるメディアセンターの整備
- ・ 情報のユニバーサルデザイン（障害者、高齢者、転入者、学生、外国人、観光客等への情報サービス）

5. 実現の方策

基本的な考え方を踏まえ、めざすべき情報都市像を具現化していくためには、以下6つの方策のもとに推進することが望まれます。

(1) 広域的な連携

住民の日常の行動範囲は拡大しており、さまざまな行政サービスを提供するにあたっては、市町村の枠を越えた連携が重要となっています。

今後、情報化の推進においては、効率性や住民サービスの向上の観点から広域的なシステムの構築やサービス提供の体制づくりが重要であり、基盤整備やシステム開発にあたっては近隣市町との連携を強化することが必要となってきます。

(2) 効率的な行政システムの構築

厳しい財政状況の中で、効率的な行財政運営を進めていくためには、電子自治体の構築が重要となってきます。電子自治体の構築にあたっては、単に事務処理の情報化を図るだけでなく、従来の業務プロセスを根本的に見直して、簡素で効率的な行政システムを新たに構築していくことが必要です。

また、行政内部の効率化とともに、ワンストップサービスの充実とノンストップ化の実現など利用者の視点に立った、わかりやすい行政運営に心がけ、住民サービスの向上を図っていく必要があります。

(3) 情報の提供、公開と個人情報の保護

これからの住民と行政の協働によるまちづくりに向けては、情報の積極的な提供が不可欠です。従来の広報紙に加えて、インターネットやケーブルテレビなど多様なメディアでの情報提供が重要となってきます。

多様化する住民ニーズに対応していくためには、それぞれのメディアの特性をとらえながら、効果的にその利用方法を検討し活用していくことが必要です。

また、情報の提供、公開や各種情報システムづくりにあたっては、個人情報の保護やセキュリティポリシーの確立など適正な管理体制が求められます。

(4) 協働による推進体制づくり

情報化の推進は、システムの開発や人材の育成など継続的な取り組みを必要とするものが多く、多額の費用を必要とするものも少なくないことから、計画的な実施と進行管理が重要になってきます。

今後、計画の実現に向け、市内の推進体制だけでなく、住民、企業と行政の協働による新たな推進体制づくりが必要ですし、住民サービスの観点からは、システムやホームページ等構築後の更新を迅速化する体制整備は急務と考えます。

また、協働による情報化の推進に向けては、住民、企業と行政との役割分担の明確化や受益者負担の視点なども重要となってきます。

(5) 数値指標の選定や費用対効果の検証

住民が政策を評価するための基準をしめすことで、住民にとって町の施策がどれだけ効果があったかを評価できるよう検討すべきだと考えます。

たとえば、評価を容易とするため、目標を定めたうえで、その達成度がわかる指標を示し、定期的に指標の数値を公表していくことで、町の施策への関心も高まり、立案や実施の段階への参加の増加も期待できると考えます。

また、電子自治体の実現は、住民サービスの向上や地域経済の発展を第一義と考え、電子化・情報化により得られる定性的・定量的な効果と、そのために必要とされる費用を比較考量するとともに、優先順位を掲げながら進めることが必要です。

電子化・情報化を通じて、最小の費用で最大の効果を得られる行政運営の確立が重要となってきます。

(6) 環境への配慮

この計画を推進していくにあたって、省資源・省エネルギーなどの視点での環境面への配慮も重要となってきます。

例えば、ITを有効に活用することでペーパーレス化を推進するメリットがありますが、さらに、循環型社会の形成に向けて、環境配慮型製品の導入や省エネルギー行動により、環境に対して負荷がかからないよう配慮することが必要です。

資源の循環的な利用やエネルギーの有効利用を図り、環境への負荷の少ない、地球環境の保全に配慮した計画の推進が求められます。

資料編

用語説明

(50音順)

I T (Information Technology : 情報通信技術) : コンピュータやデータ通信に関する技術を総称的に表す語。

アラートメール : 自分のほしい情報が自動的にメールで送られてくるサービス。利用する場合には、事前に自身で登録しておく必要がある。

e-ラーニング : パソコンやコンピュータネットワークなどを利用して教育を行うこと。教室で学習を行う場合と比べて、遠隔地にも教育を提供できる点や、コンピュータならではの教材が利用できる点などが特徴。企業の社内研修で用いられているほか、英会話学校などがインターネットを通じて教育サービスを提供している例などがある。

e-Japan戦略Ⅱ : 国のI T戦略本部において、2001年(平成13年)1月に決定された「e-Japan戦略」は、高速インターネットに接続する世帯数を大きく引き上げるなど特にインフラ整備の部分で大きな役割を果たした。そうした成果を踏まえ、I T基盤をさらに社会全体で活用し、国民がI Tの便利さを実感できるような社会を実現するため、第2期のI T国家戦略である「e-Japan戦略Ⅱ」(平成15年7月)を決定した。

N P O (Non-Profit Organization) : 環境・福祉・国際交流・地域情報化などに関する目的で広範囲にわたりさまざまな活動を行っている非営利の民間組織。

京都デジタル疎水ネットワーク : バックボーンを形成する幹線、総合教育センターや府立学校、防災関係機関などを接続するための支線、そして幹線と支線を結ぶネットワークオペレーションセンター(以下、N O C ノック)から構成されており、幹線は、2.4 G b p s のリング構成で、北部と南部の2つのリングでつながっている。N O C は、北部に丹後、舞鶴、中丹、丹波の4つと南部に南部の合計5つの

地域NOCがあり、センターNOCとあわせて6つのNOCで構成されている。センターNOCは、京都IXや京都大学とギガビットサービスで接続され、各市町村とは、各NOCから100Mbpsで接続されている。

ケーブルテレビ：テレビの有線放送サービス。山間部や人口密度の低い地域など、地上波テレビ放送の電波が届きにくい地域でもテレビの視聴を可能にするという目的で開発された。近年では多チャンネルや電話サービス、高速なインターネット接続サービスなどを武器に、都市部でも加入者を増やしている。人口密度の低いアメリカでは普及率がきわめて高い。

コミュニティFM：平成4年1月に郵政省により制度化された、市町村に開設するFMラジオ局のこと。これまでのラジオ局は、都道府県という大きなエリアの放送局であったが、コミュニティ放送局は、市や町のエリアでよりきめ細かな情報の発信が可能となる。

コンピュータウイルス：コンピュータでネットワークなどを通じて、他のシステムに入り込み、自己増殖したり、格納してあるファイルを破壊したりするプログラム。ウイルスになぞらえていう。

CRM (Customer Relationship Management)：データベースに自動的に蓄積された利用情報などから顧客の好みや傾向を分析し、それに応じたサービスを効率よく更新(カスタマイズ)する手法。顧客ニーズに先回りした情報提供やサービスを創出するのに有効。

GIS (Geographic Information System : 地理情報システム)：地図データおよび位置参照情報(「国土空間データ基盤」という)と、その上に掲載される統計情報等の表形式のメタデータ(「基本空間データ」という)をデータベース化し、包括的に画面を介して取り扱うシステム。近年では、行政分野を中心に、複数の部署が利用する地図データを各部署が共用できる形で整備し、利用していく横断的な統合型の地理情報システムの構築が進められている。

GPS (全地球測位システム)：米国によって軍事用に開発された衛星を使った位置決定システムで、民間にも開放され、近年では航空機・船舶等の航法支援、カーナビゲーション用として広く利用されている。

情報家電：個人用の情報機器で、家電のコンピュータの融合した商品、または家電化したパソコンなどの総称。

情報弱者：様々な理由から、パソコンやインターネットをはじめとする情報・通信技術の利用に困難を抱える人をいう。

情報リテラシー：コンピュータやネットワークを活用して情報やデータを扱うための知識や能力のこと。主としてコンピュータを用いた情報の整理や発信の能力を意味し、パソコンの操作やデータの整理、インターネットでの情報検索など様々な分野を含む。

SOHO (Small Office/Home Office)：会社と自宅や郊外の小さな事務所をコンピュータネットワークで結んだ仕事場。あるいは、コンピュータネットワークを活用して自宅や小さな事務所で事業を起こすこと。

地域ポータルサイト：インターネットにおける情報アクセスの玄関口として機能するホームページであり、取り扱うアクセスサービスの種類によって、地域の身近な情報を中心とした「地域ポータルサイト」のほか「情報案内ポータル」「関連リンクポータル」「行政サービスポータル」「情報検索ポータル」等がある。

デジタルアーカイブ：絵画や古文書、伝統芸能その他のあらゆる歴史文化資源を電子化して収納・整理したもの。半永久的に保存でき、検索や加工なども容易に行える、いわば地域の文化のデータベース。

デジタルデバインド：パソコンやインターネットなどの最新のITを活用し、それによって社会的・経済的な成功を得る人々と、こうした技術を活用できず情報化の恩

恵から疎外される人々との間に生れる格差。個人間の格差のほかに、国家間、地域間の格差を指す場合もある。

電子自治体：地方公共団体のあらゆる業務に I T を活用することにより、行政サービスの向上および業務効率化を狙うもの。国では、2005 年度までに電子政府の実現を目指しているが、行政サービスを全国的に展開するためには地方公共団体の I T 化が不可欠。

統合型地理情報システム：複数の部署が利用する地図データを各部署が共用できる形で整備し、利用していく横断的なシステムまたは枠組みのこと。

特区：地方公共団体や民間事業者の自発的な立案により、地域の特性に応じた規制の特例を導入する特定の区域（構造改革特区）を設けること。

ノンストップサービス：24 時間サービスを指し、住民が都合の良い時間にサービスを受けることを可能にするサービスのこと。特に、「時間的にノンストップ」であるという考え方で使用される。すでに、コンビニエンスストアを活用して 24 時間サービスを実現している自治体もあるが、電子自治体の実現により、行政情報の提供から、各種手続き、手数料の支払い、入札に至るまでのさまざまな手続きが、利用者の都合の良い時間に可能となることになる。

パブリック・インボルブメント：施策や計画・事業の立案・実施に際して、プロジェクトの進め方や経過、計画内容等の情報を広く公開するとともに、住民から意見を伺い、対話を重ねながら、計画・事業を進めていく仕組み（手続き）、またはそのコミュニケーション諸活動のことを指す。

パブリック・コメント：行政の基本的な施策等を決定する過程において、その施策等の案を広く住民に公表し、これに対して住民から提出された意見等の概要及びこれに対する町の考え方等を公表するとともに、その住民から提出された意見等を考慮して当該施策等の案の決定を行う一連の意見募集に関する手続きをいう。

ユニバーサルデザイン：年齢や能力、文化などの違いを超えてあらゆる人が利用しやすい生活環境や製品をつくる考え方。建築、交通、工業製品、情報技術などの分野で導入が広がっている。高齢者や障害者などに特定せず、あらゆる利用者に配慮する点でバリアフリーと異なる。

ユビキタス環境：ラテン語で「同時に、いたるところで存在する」という意味。あらゆる情報機器がネットワークで結ばれ、いつでもどこでも情報をやりとりできる環境を「ユビキタス環境」と呼び、21世紀の情報社会の方向性を示す言葉として用いられている。

ワンストップサービス：複数の行政サービスを一つの窓口で受けることができる機能のこと。これにより住民が複数の窓口に出向く手間や労力を削減する効果がある。府、市町村、国が共同して、行政手続きを受け付けるホームページを作成すれば、住民が管轄している行政機関を捜す必要のない、便利な行政サービスが実現可能となる。

精華町情報化基本計画検討懇話会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、精華町情報化基本計画の策定に当たり、町民等の幅広い意見を反映するため、精華町情報化基本計画検討懇話会（以下「懇話会」という。）を開催し、もって情報通信技術の活用による、地域の情報化及び町行政の情報化（以下「情報化」という。）を推進し、町民の利便性向上、行政の効率化、町民と行政の情報の共有化等に資することを目的とする。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、町における新しい情報化基本計画策定のために必要な調査、研究を行い、その結果を町長に報告するものとする。

(委員)

第3条 懇話会は、委員10名以内をもって組織する。

- 2 委員は、学識経験者、民間関係団体等の代表者及び町民のうちから、町長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、委嘱の日から新しい情報化基本計画策定に資する調査、研究を終了し、報告を行う日までの期間とする。
- 4 委員に欠員が生じた場合の後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第4条 懇話会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会議を招集し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 4 会長が必要と認めるときは、懇話会の会議にそのつど関係者の出席を求めて、その意見又は説明を聞くことができる。
- 5 懇話会の会議は、原則公開とし、会議の傍聴等を行うことができるほか、次のとおりとする。
 - (1) 懇話会の議論に関し、意見書を提出することができる。

(2) 会議の公開に関し、必要な事項は別に定める。

(庶務)

第5条 懇話会の庶務は、総務部財政課情報システム係において行う。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の開催及び運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年7月16日から施行する。
- 2 この要綱施行後最初の懇話会の招集は、第4条の規定に関わらず、町長が行う。

精華町情報化基本計画検討懇話会公開要領

(趣旨)

第1条 この要領は、精華町情報化基本計画検討懇話会設置要綱第4条第5項第2号の精華町情報化基本計画策定懇話会（以下「懇話会」という。）の公開の規定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(公開方法)

第2条 会議の開催については、広く町民が参加できるよう配慮するものとする。

2 傍聴席および意見書の提出に関し、必要な措置を講じるものとする。

(公開の手続き)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、会議当日に所定の場所で、自己の住所、氏名を傍聴人受付簿に記入しなければならない。

(傍聴人の定員)

第4条 傍聴に関して特に定員を定めないが、会場等の都合により会長が議事の進行に支障があると認めたときは、傍聴を制限することができる。

(傍聴できない者)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴できない。

- (1) 会議の出席者等に迷惑を及ぼすおそれのある物を所持している者。
- (2) 議事の進行を妨げるおそれのある物を所持している者。
- (3) その他、議事の進行を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者。

(傍聴人の守るべき事項)

第6条 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における意見に対し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 私語を慎み、みだりに席を離れないこと。
- (3) 会議の秩序を乱し、また議事の進行の妨害となるような行為をしないこと。

(撮影、録音等の禁止)

第7条 傍聴人は、写真、録画等の撮影をし、または録音等をしてはならない。

(意見書の提出)

第8条 会議の内容等に関し意見のある者は、会議の終了後に指定された様式により、意見書を提出することができる。

(意見書の取りまとめ)

第9条 懇話会の庶務は、提出された意見書を取りまとめ、次回の懇話会で報告するものとする。ただし、必要がある場合は、懇話会の開催までに報告することができる。

(係員の指示)

第10条 傍聴および意見書を提出しようとする者は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(会議録の公開)

第11条 会議録は、発言内容を要約することとし、委員名を挙げて公開するものとする。

(定めのない事項)

第12条 この要領に定めのない事項が生じたときは、その都度、会長が会議に諮って定めるものとする。

精華町情報化基本計画検討懇話会委員

(50音順)

氏名	所属	役職等
青木 達男	株式会社須羅	会社役員
天野 貴之	株式会社けいはんなインフォザール	専任講師
岩井 三郎	町内在住（里）	一般公募
郷原 秀昭	NPO法人けいはんな文化学術協会	理事
清水 毅	町内在勤（山田）	一般公募
濱田 敦子	朗読ボランティア『ひびき』	会長
林 けい子	町内在住（桜が丘）	一般公募
村瀬 一美	株式会社キネット	技術・営業部長
山本 正明	せいか地域ITボランティア『ITゆう』	会長
渡辺 好章	同志社大学工学部電子工学科	教授

基本計画検討懇話会 検討経過表

日程	主な内容	備考
事前協議 (平成16年10月1日)	懇話会の進め方についての協議	
第1回 (平成16年10月14日)	町長あいさつ 懇話会の設置 (1) 委員の委嘱・紹介 (2) 会長、副会長の選出 議事 (1) 国・京都府における情報化推進施策について (2) 精華町の情報化概要について (3) 情報化基本計画の策定について (4) 今後の進め方について (5) 基本計画策定にかかる情報化アンケート調査について (6) 討議	
第2回 (平成16年11月4日)	議事 (1) 「デジタルテレビを活用した地域情報化について」 松下電器産業株式会社関西支店 eサービスグループ担当課長 奥野慎也氏 (2) 「基本計画策定にかかる情報化のアンケート調査の結果について」 (3) 「携帯電話を活用した社会インフラ」 株式会社世須羅 代表取締役 青木達男氏 (4) 第1回懇話会の報告について	基本計画策定にかかる情報化アンケート調査について ●調査方法 (1)調査対象 ◆住民：16歳以上の住民基本台帳 ◆企業：町内立地の企業・研究所、またはベンチャー企業 (2)調査対象者数 ◆住民：男性750人 女性750人 計1,500人 ◆企業：100社程度 ●回答数 ◆住民：523人 (男性236人、女性278人、無記入9人) (回答率 34.9%) ◆企業：81社 (回答率 81.0%)
事前協議 (平成16年11月24日)	第3回に向けての協議 各委員からの意見集約について	
第3回 (平成16年12月1日)	議事 (1) 「各委員からの意見書の検討について」 (2) 「本懇話会からの提言について」	各委員からメールで、各々の分野での意見募集を実施
事前協議 (平成17年1月31日)	第4回に向けての協議 提言書(案)に関する協議	
第4回 (平成17年2月21日)	議事 「提言書(案)について」	各委員からメールで、実現させたい情報化施策の意見募集を実施